

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年4月20日 18時50分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港 鹿児島港谷山2区南防波堤灯台から真方位032° 1.5海里付近 （概位 北緯31°30.0′ 東経130°33.6′）
インシデントの概要	プレジャーボートりき丸は、揚錨中、錨索がプロペラに絡んで運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年4月21日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート りき丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	292-31090鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>船長は、揚錨中、アンカーが根掛かりしたので外すつもりで、錨索を前部甲板のローラで巻いたり機関を使用したりしていたところ、突然機関が停止した。</p> <p>船長は、錨索がたるんだのを認めたが、錨索が船尾付近に存在する状況となったことまでは気付いていなかった。</p> <p>船長は、錨索がプロペラに絡んでドライブユニットを水面上に上げることができず、海上保安庁に救助要請を行った。</p> <p>本船は、巡視艇と共に来援した水難救済会の救助船により鹿児島港にえい航された。</p> <p>本船の推進機関は船内外機で、手動でドライブユニットを水面上に上げるようになっていた。</p>
分析	本船は、揚錨中、船長が錨索の状態を確認していなかったことから、錨索がプロペラに絡んだものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、揚錨作業中、船長が、錨索の状態を確認していなかったため、錨索がプロペラに絡んだことにより発生したものと考えられる。